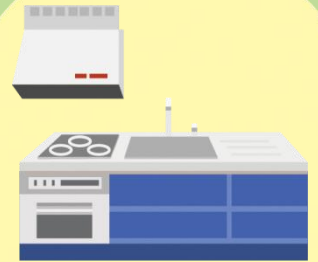
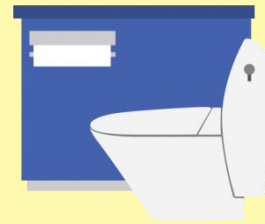
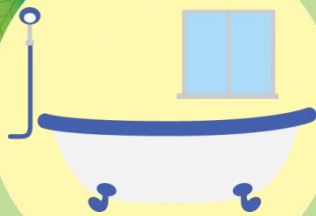


国東市へUターンされる方へ
お家をリフォーム
しませんか？



対象工事費の2分の1

上限50万円

が補助されます

条件

- 市内出身者又は市内に空き家を所有する者と3親等以内の親族
- 1年以上居住者のいない空き家(3親等以内の所有)
- 増築、改築、修繕、設備、その他住宅の機能向上のための工事
- 対象工事については裏面をご確認ください
- その他ご不明点はお問合せ先へご連絡ください



【お問合せ先】

国東市 活力創生課 地域支援係

電話

0978-72-5175

対象経費の内容

- 屋根、天井、床、床下、外壁、内壁等のほか、住宅の機能回復に係る改修
- 水回り設備の改修、設置
- 上下水道整備、ボーリング工事等
- 温水器、給湯器、ボイラー、トイレ、エアコンなどの修繕、設置
(※浄化槽設置については他の補助制度あり)
- 畳、ふすま、障子などの張り替え等
- テレビアンテナ工事及び屋内外配線工事
- 市ケーブルテレビに加入する場合の、引き込み及び宅内工事費
- 電気配線工事
- シロアリ駆除、防除等に係る経費
- 住宅用火災報知器の修繕、設置
- 耐震補強等に係る経費 など

※(注意)ただし、以下については対象外とする。

- 上記の経費であっても、補助金交付決定者が直接行う工事。
- 市ケーブルテレビに加入する場合の、加入金。
- 倉庫等建築物の解体・撤去費用
- 外構設備(門、車庫、カーポート、犬走り、塀、柵、垣根等の構造物、植栽、物置など)の設置・改修工事
- 暖炉等、通常生活する上で必ずしも必要ではない住宅設備、機器類の設置・改修工事
- 装飾性の高い設備の設置・改修工事